

令和8年第5回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和8年5月7日 開会

令和8年5月7日 閉会

令和8年第5回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和8年5月7日（木）午後3時30分
- 場 所 山武市役所 第6会議室
- 招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
- 議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - (4) 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
  - (5) 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（移転）
  - (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
  - (7) 令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
- 協議
- (1) 山武市農業委員会選出役職員について

出席委員（15名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

出席事務局職員（4名）

---

◎日程

- 日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見  
について  
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請後の計画変更  
承認申請について  
日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取につい  
て（一括契約）  
日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取につい  
て（移転）  
日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
日程第10 協議 山武市農業委員会選出役職員について  
追加日程第1 議案第7号 令和7年度最適化活動の目標に対する点検・  
評価について

令和8年5月7日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

---

◎開会

**議長**

これから令和8年第5回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

**議長**

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号16番林委員及び議席番号1番藤田委員を指名いたします。

---

◎報告

議長 次に、日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。  
通知の概要報告を事務局に求めます。

(事務局報告)

議長 報告事項が終わりました。

---

◎議案第1号

議長 直ちに議案の審議に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終了しました。  
それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。  
初めに、申請番号1及び申請番号2は関連する案件でございます。お諮りいたします。申請番号1及び申請番号2を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。申請番号1及び申請番号2は一括審議といたします。  
申請番号1及び申請番号2の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員 隣接地区担当推進委員の今宮です。申請番号1及び2について説明いたします。  
こちらは両案件とも売買による所有権の移転です。  
譲渡人につきましては、後継者はおらず、耕作できる方に

譲渡したいとのことですが。

譲受人については、両人とも自分の耕作地に近く、利便性があり、取得して耕作したいということです。

地元としても特に問題ありません。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

**小山委員** 議席番号11番小山です。  
ただいま今宮推進委員の御説明のとおりでございまして、何ら問題はございません。  
権利者については許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いいたします。

**議長** 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号1及び申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
次に、申請番号3の報告を伊藤推進委員に求めます。

**伊藤推進委員** 隣接地区担当推進委員の伊藤です。申請番号3について説明いたします。

こちらは使用貸借権の再設定です。

親子間での経営移譲であり、今後も、経営者である息子さんのほうで農地を耕作、管理していくそうです。

何ら問題ないかと思えます。

御審議よろしく願いいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

**林委員**

議席番号16番の林です。

ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、何ら問題ございません。

権利者については許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

次に、申請番号4及び申請番号5は関連する案件でございます。お諮りいたします。申請番号4及び申請番号5を一括審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

異議なしと認めます。申請番号4及び申請番号5は一括審議といたします。

申請番号4及び申請番号5の報告を川島推進委員に求めます。

**川島推進委員**

地区担当推進委員の川島です。申請番号4、5について説明いたします。

売買による所有権の移転になります。

譲渡人は後継者がいなく管理ができないため、譲受人は経営規模拡大のため、申請に至りました。

現地の様子については、きれいに管理がされておりました。

報告は以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。ただいまの川島推進委員の御説明に加えて補足説明いたします。

まず、全部効率利用要件を満たしているかですが、今回の譲受人は既に権利がある土地、そして今回取得する土地全てを効率的に耕作することが条件ですが、譲受人に営農計画を実行できる機械や労働力が十分に確保されているか、また、これだけの面積を耕作できる技術が十分にあるのか疑問です。また、農作業の常時従事要件についても、面積に応じた作業日数に従事できるのかも疑問があります。そして、譲受人本人とお話をしましたが、今回、売買をしようとしている土地を耕作する意思は確認できず、過去に取得してきた農地についても、自ら耕作しているのか疑問が残りました。これらのことから、譲受人が申請地を耕作してくれるのか不安があります。

私からの説明は以上です。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。なしでよろしいでしょうか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号4及び申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長 挙手ゼロです。本件は不許可とすることに決定いたしました。  
次に、申請番号6の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。申請番号6番について御説明いたします。

譲受人は自宅を建てる計画があり、それに付随して、前に

ある農地を今回一緒に取得したいということです。

現地を確認しましたところ、多少放置されていますので、草がひどいですが、草が木になるほどの荒れ具合ではないので、今のうちでしたら、まだ何とか耕作するにはできるかと思えます。

このまま管理され、荒らさないでくれれば、地元としては何ら問題ないと思えますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を議席番号9番石井委員に求めます。

**石井委員** 議席番号9番石井です。  
ただいまの椎名推進委員の御説明のとおりでございまして、私も今日午前、確認してまいりましたが、少々荒れてはおりましたが、何ら問題はないと見てまいりました。  
権利者については、許可要件の全てを満たしております。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長** 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号

**議長** 次に日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。  
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

## (事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
こちらは第2種農地への資材置場建設を目的とした所有権の移転の申請です。  
譲受人は申請地近隣において飼料加工事業を行っている法人で、食品残渣を搬出入するのに大量の各種パレットを使用しております。既存の置場が手狭になっているため、事業地近くの宅地を含む申請地を資材置場として拡張したいとのことで申請に至りました。  
先日、現地を確認してまいりました。申請地は耕作も行っておらず、隣接する農地もないことから、地元としても何ら問題ないと考えております。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を議席番号15番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号15番小川です。  
先日、現地を確認してきました。内容は先ほど推進委員が説明したとおりです。  
本件は第2種農地への資材置場建設であり、代替地の検討、信用資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。  
御審議よろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

次に、申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長** 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

**伊藤推進委員** 地区担当推進委員の伊藤です。  
こちらは第3種農地への美容室店舗及び駐車場の建設を目的とした使用貸借権の申請です。

譲受人は、地域住民が身近に利用できる美容サービスを提供したいということで、義理の父が所有する本件土地において美容室の建設を計画し、申請に至りました。

先日、現地を確認してまいりました。申請地は草刈り等行っておりまして、きれいに管理されており、隣接する農地の所有者からも承諾を得ているということで、地元としても何ら問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長** 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を議席番号15番小川委員に求めます。

**小川委員** 議席番号15番小川です。  
先日、現地を確認してきました。  
内容は、先ほど推進委員が説明したとおりです。  
本件は第3種農地への美容室店舗及び駐車場の建設であり、信用資力、周辺の農地への影響等に問題ないと思われれます。したがって許可相当と思われれます。  
御審議よろしく願いします。

**議長** 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

次に、申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を布施推進委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

こちらは第1種農地への専用住宅の建設を目的とした申請です。

先日、現地を確認してまいりました。譲受人は譲渡人を含めた家族の高齢化に伴い、譲渡人の住まいの近くで住宅の建設を考えており、妻の祖母が所有する休耕地を使ってもよいとなったため、使用貸借により申請を行うことになりました。

地元としても、何ら問題がないと思います。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を議席番号13番花壇委員に求めます。

花壇委員

議席番号13番花壇です。

先日、現地を確認してきました。内容は、先ほど布施推進委員が説明したとおりです。

本件は第1種農地への専用住宅の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可し得るという例外規定に該当しますので、

許可相当と思われます。  
御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
次に、申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。番号4について説明します。  
こちらは第1種農地への資材置場の建設を目的とした所有権移転です。

譲受人は、東京に本社を置く、家屋等の解体業を営む法人です。このたび重機及びトラック等の置場を松戸市において借りていましたが、契約解除の申出があり、土地を探していたところ、既存の自社作業所に隣接する休耕地を譲ってもらえることとなったため、今回の申請になりました。

申請地は30年以上も前から耕作を行っておらず、また、道路に隔てられており、隣接する農地もないことから、何ら問題はないと思います。

説明は以上です。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を議席番号13番花壇委員に求めます。

花壇委員

議席番号13番花壇です。

先日、現地を確認してきました。内容は先ほど佐瀬推進委員が説明したとおりです。

本件は第1種農地への資材置場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張で拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るといふ例外規定に該当しますので許可相当と思われます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

議長

次に、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請後の計画変更承認申請についてを議題といたします。概要の説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

先日、現地を確認してきました。

こちらの件につきましては、令和7年の3月31日付で千葉

県から許可を得ている資材置場建設に係る計画変更の申請です。

譲受人は不動産業を営んでおり、今後、成東・蓮沼地域での分譲住宅建築に当たり、使用する資材を保管する資材置場用地を探しており、本社、成東・蓮沼地域へのアクセスがよいことから申請を行い、許可を得ておりました。

当初の計画では、埋立ては行わず、整地のみの計画としておりましたが、一部、土による埋立てをした後、全面砕石敷を行い整地したいということで、計画変更の申請が出ております。

地元としては、隣接する農地もなく、計画の変更については特段問題はないと思われまます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を議席番号13番花壇委員に求めます。

花壇委員

議席番号13番花壇です。

先日、現地を確認してきました。

内容は先ほど鈴木推進委員が説明したとおりです。

本件は第3種農地への資材置場建設の計画変更であり、信用資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって許可相当と思われまます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めまます。

採決いたします。本件は許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第4号

議長

次に、日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

なお、申請番号41については、議席番号13番花壇委員の関連案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において議事参与の制限が規定されております。

これより審議の方法についてお諮りいたします。申請番号41を除いて一括審議し、その後、花壇委員の関連案件である申請番号41を審議することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議長

御異議なしと認めます。この議案は申請番号41を除いて一括審議とし、その後、申請番号41を審議いたします。

説明を事務局に求めます。

（事務局説明）

議長

説明が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

（意見なし）

議長

意見なしと認めます。

採決いたします。本議案は意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長

挙手全員です。本議案の申請番号41を除いた案件につきましては意見なしと決定いたしました。

次に、申請番号41を審議いたします。

花壇委員の退席を求めます。

（花壇委員 退室）

議長

申請番号41について、御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

申請番号41を採決いたします。本議案の申請番号41について、意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案の申請番号41は意見なしと決定いたしました。

花壇委員の案件が終わりましたので、同委員は入室願います。

(花壇委員 入室)

---

◎議案第5号

議長

次に、日程第8、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について(移転)を議題といたします。

説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

採決いたします。本議案は意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第6号

議長

次に日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に

関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長** 御異議なしと認めます。この議案は、一括審議といたします。

説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

**議長** 説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1の報告を佐瀬推進委員に求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。番号1について説明いたします。

更新です。

妻と2人で露地野菜と施設野菜の経営を行っています。今後はニンジン、ピーマンの作付けを増やし、規模拡大を図っていくそうです。

若手で頑張っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長** 次に、番号2の報告を山下推進委員に求めます。

**山下推進委員** 番号2について説明します。

こちらは新規です。といいましても、去年、親父さんが申請してしまして、今回はせがれさんがということです。

主要作物は、ニンジン、ジャガイモ、小松菜、レタス等です。

畑をメインに家内でやっていて、東京方面にマルシェ等で全量出荷しているそうです。

続きまして、番号3、こちらは32歳、新規です。

こちら20代のときからアルバイトしながら、今、農業専任で、母、息子が農業を頑張っておりますので、地元として

は何も問題がありませんので、よろしく願います。

議長 次に、番号4の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。ナンバー4について説明いたします。

今回は更新です。

本人につきましては、結婚を機に婿に入りまして、それで養豚を始めまして、今回、更新になりますが、地元としては、数少ない養豚業者ですので、これからも頑張っていたきたいと思っております。

何ら問題ないので、よろしく願います。

議長 以上で推進委員の報告が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。

採決いたします。本議案は意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

---

#### ◎協議

議長 次に、日程第10、協議、山武市農業委員会選出役職員についてを議題といたします。

事務局に協議事項の説明を求めます。

#### (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

山武市農業委員会選出役職員については、議案の一覧表のとおり、私、今関、小川委員、廣口委員、齊藤委員の4名を選出いたしました。この4人を推薦したいと思っておりますが、御

意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

お諮りいたします。議案一覧表のとおり推薦するとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。本案件については、議案一覧表のとおり報告いたします。

予定されていた日程は終了いたしました。机上の配付された議案のとおり、追加議案1件の提出がありましたので、これを受理いたしました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございますか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。よって、議案第7号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたします。

---

◎議案第7号

議長

追加日程第1、議案第7号、令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価についてを議題といたします。

説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

本議案は原案のとおり決定すること、御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

以上で、本日予定した議案、審議等は全て終了いたしました。

その他の件について、皆様からの御意見を頂戴したいと思います。どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

---

◎閉 会

議長

御意見がございませんので、本日の総会を閉会いたします。